

(仮称)尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)及び素案に対する
市民意見公募手続の実施について

1 経緯

性的マイノリティの二人が互いを人生のパートナーとする宣誓をしたことに対して、市が宣誓書受領証を交付するパートナーシップ宣誓制度を令和2年1月に導入し、令和6年11月15日時点で48組に受領証を交付している。

こうした中で、宣誓者から、パートナーの子どもの保育所等の送り迎え、行事への参加の際や、パートナーの親等の病院や介護施設等での面会や付き添いの際に、その関係性について理解を得られにくいといった声が寄せられていたほか、婚姻の届け出は可能であるものの、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない二人も制度対象としてほしいとの声があった。

こうしたことから、他都市の状況も参考にし、法的効力はないものの、現行のパートナーシップ宣誓制度を拡充することで、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに多様性を認め合い、誰もが暮らしやすいと実感することができるまちの更なる実現を目指す。

2 拡充した対象

- ・互いのパートナーの子や親やきょうだい等の近親者（生計同一）

※宣誓書受領証に名前・続柄を記載し、交付する。

- ・事実婚

3 制度の名称

(仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

4 根拠規定

(仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

5 申請者の要件

■ 宣誓者について（事実婚を含む）

- (1) 双方が民法に定める成年に達していること
- (2) 一方又は双方が尼崎市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者がいないこと
- (4) 申請者の相手方以外の者とのパートナーシップ関係がないこと
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと

■パートナーの子や親等の近親者を含めて宣誓を希望する場合

- (1) 上記の(1)から(5)の要件を全て満たしている。
- (2) パートナーシップの関係にある者の子や親等の近親者であり、生計が同一であることを確認できること
- (3) 15 歳以上の子又は親等も宣誓する場合は、本人が宣誓に同意していること

6 受領証デザイン (案)

(現在)

(案)

(現在)

(案)

7 今後の予定

令和6年12月17日～1月7日

令和7年2～3月

令和7年4～5月

令和7年6月

市民意見公募手続

尼崎市男女共同参画審議会意見聴取及び

パブリックコメントの結果公表

庁内関係局との調整

制度開始

以上